

相続手続きの流れ

相続手続きをスムーズに進めていただくため、OKB大垣共立銀行で行っていただく手続きについてご案内します

手続きにあたっては**相続人さまの中から代表者（相続人代表者）を選任していただくこととなります**ので、よろしくお願いします

STEP 1

相続発生のご連絡

OKB相続センターにお電話またはOKB大垣共立銀行の店舗窓口へご来店のうえ、お亡くなりになられたお客さまについてお知らせください。相続人代表者さまにご準備いただく書類をご案内します。お亡くなりになられたお客さまの通帳・キャッシュカードなど（お取引内容が分かるもの）をご準備ください

STEP 2

必要書類のご準備

ご提出いただく書類をご準備ください

主な必要書類

遺言書

遺産
分割協議書

戸籍謄本

印鑑登録
証明書

など

お取引内容によってご準備いただく書類が異なります

STEP 3

書類のご提出

ご準備いただいた書類の「原本」を、OKB相続センターまたはお近くのOKB大垣共立銀行の店舗窓口へご提出ください。書類を確認後、「相続手続依頼書」をご郵送します。なお、ご提出いただいた書類はOKB大垣共立銀行にて写しを取らせていただき、原本はご返却します

STEP 4

払戻しなどのお手続き

すべての書類をご提出いただいてから、2週間程で払戻金をご指定の口座にお振込みします。また、お手続き完了後に相続人代表者さまに通帳、計算書などをご郵送します（OKB大垣共立銀行の店舗窓口でのお渡しも可能です）

お問い合わせ

OKB相続センター

〒503-0887 岐阜県大垣市郭町3丁目98番地

フリーダイヤル  0120-882900

（受付時間 平日9:00～17:00）